

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス：トレンドとしての外資系企業「独資化」の動きとその背景

これは、先週号の WEEKLY NEWS DIGEST でもお伝えしたことだが、北京市投資促進局が発表した「2006年上期外資系企業投資分析報告」によると、外資系企業の独資化（外資100%化）の動きが顕著になってきている。そして、この傾向は、弊行中国業務支援室のアドバイザー業務を通じて見る最近の日系企業の中国での業務展開の動きとも極めて平仄が合っているように感じられる。

さて、上記「分析報告」によれば、既存合併会社の外国側の中国側持分の買取による独資化が増加しており、また、新規設立の外資企業も独資の割合が全体の70%を超えているという。さらに、この動きは北京に限らず、全国的トレンドになりつつあるとの北京市投資促進局の責任者のコメントも加えられている。

実はこの動きは04年の後半から05年の初頭にかけて、既に始まっていたものだ。ただ、当時は大企業に限定されていた。例えば、IBMと長城国際の合併からIBMの独資化、その後P&G、松下、シーメンス等の企業の動きがそれだ。

その後、中国のWTO加盟のコミットメントに従い規制緩和が進む中で、サービス分野の開放（特に卸売・小売の開放である8号令の施行）に伴って、独資化の動きはより鮮明になり、裾野まで広がった状態になってきたのである。商務部が05年の春に発表した多国籍企業へのヒアリング結果では57%の企業が独資新設を望んでいるとしており、これも独資化への動きを裏付けるものといえるだろう。

それでは何が独資化を促しているのであろうか？ 上述した規制緩和が大きな背景の一つではあるが、これに加えて外資系企業の経営戦略的な要因があると感じられる。この点については親交のあった、深セン設立のある日系独資企業の以下のコメントが思い出される。

「独資企業は技術ノウハウの流出を有効に防ぐことができるし、合併企業によく見られるオペレーション上での文化的な摩擦や意思疎通の不良等の問題を全て克服できます。さらに、中国における投資事業を単に中国事業という捉え方ではなく、親会社の統一指揮のもとでグローバルに融合することも可能となるのです」。

一方、合併に対して、中国側の考え方も変わっていることも重要だ。合併は中国側にとって、市場に即して最適な選択したというよりも「中国企業が握っていた販売ネットワークやマーケットを外資と技術ノウハウの交換」としたという側面が強い。この十数年中国企業が外資の生産、管理、品質管理ノウハウを吸収してきた現状では、合併の妙味も薄れてきたことは事実だろう。このためか、合併解消に対して消極的な対応を聞くことは殆どない。つまり、需要・供給双方の理由から独資化が進んでいるということだろう。こうした点を踏まえると、今後の日系企業の中国での業務展開では「独資化」は必ず検討しなければならない選択肢の一つといえるだろう。

弊行中国業務支援室アドバイザーチームでは以下のような合併企業の解消に伴う持分譲渡手続きのお手伝いを行っています。ご要望の際はお取引先支社を通じてご連絡下さい。

持分譲渡手続きに必要なドキュメンテーション
中方パートナー及び現地当局に対する協力要請、交渉支援
持分譲渡に伴う資金移動に関するサポート
香港投資会社の清算、登記抹消
持分譲渡に関わる法務、会計士事務所の紹介及び現地プロジェクトチームの立ち上げ
その他プロジェクト進捗中発生した交渉事への支援
本社意思決定支援

(連絡先 :Tel:03-5252-1648 Fax:03-5252-1778, 邵宗義 : Shao_Zongyi@mufg.jp)

(中国業務支援室 アドバイザーチーム 邵宗義)

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

1 7 月 工業企業利益 28.6%増加

国家統計局は 22 日、1 7 月の全国規模以上工業企業(*)の利益総額が前年同期比 28.6%増の 9,679 億元に上ったことを発表した。企業形態別では、国有及び国有持株会社の利益が前年同期比 19.4%増の 4,326 億元、集団所有制企業が同 32.0%増の 292 億元、株式企業が同 31.1%増の 5,251 億元、外資系企業(含香港、台湾、マカオ)が同 25.3%増の 2,673 億元、私営企業が 53.8%増の 1,418 億元となっている。なお、業界別の動向は下記表の通り:

<主要工業業種別利益の伸び率>	
業種	前年同期比(%)
石油、天然ガス採掘	44.8
有色金属製錬及び圧延加工	105.7
交通運輸設備製造	55.6
電力	35.6
電子通信	24.7
石炭	12.2
化学	14.4
化学繊維	41.1
鉄鋼	11.1

* 全ての国有工業企業と年間売上高 500 万元以上の非国有工業企業

2. 産業

国内貿易の「11.5 規画」具体的目標値設定

商務部はこのほど国内貿易発展 11.5 (第 11 次 5 ヶ年規画)を発表し、今後の具体的目標を明らかにした。主な内容は次の通り; 社会消費品小売総額:年間平均 11%増加、卸小売、飲食業の成長率:年間平均 9%(GDP に占める割合約 10%)、国内貿易就業者 2010 年に 7,100 万人(人口の約 5.2%)、チェーンストア企業(除く小規模企業)の売上高:年間平均 21%増加(社会消費品小売総額の約 25%)、全国的な影響力、国際的な競争力を有する大型企業、地域をリードする企業:15~20 社養成。

「11.5 規画」期間中の水関連投資 1 兆元以上

建設部都市建設局の副司長の発表に拠ると、「11.5 規画」期間中の供水、汚水処理、中水回収利用、水質汚染防止等への投資額は 1 兆元に上る。内訳は、都市部汚水処理、リサイクル利用施設建設 3,300 億元、都市建設、旧市街区改造に伴う水道パイプ修理 500 億元、水不足の北方地区に対する給水プロジェクト 3,200 億元、水利安全設備建設、その他水関連プロジェクト:3,000 億元。なお、外資による水関連投資の割合は現状 10%程度に留まるが、今後同分野は巨大な市場に成長し、外資にとって新たな投資機会になるといふ。

3. 貿易・投資

全人代常務委員会 新「企業破産法」等 3 法公布

第 10 期全国人民代表大会(全人代)常務委員会第 23 回会議は 27 日、「企業破産法」を採択した。施行は 2007 年 6 月 1 日。同時に「企業破産法(試行)」は廃止される。新「企業破産法」は金融機関に対しても適用される。ポイントは以下の 3 点; 企業の破産に際し、債権者に対する弁済が従業員に対する給与等の支払に優先、金融機関が破産した場合、中国銀行業監督管理委員会等の監督官庁は裁判所に対し破産申し立て或いは企業再生を申請、先進国の企業再生制度を採用。債権者、債務者共に人民法院に対し企業再生申請が可能。なお、全人代は「監督法」と「パートナー企業法」の 2 法も採択した。「監督法」の施行日は 2007 年 1 月 1 日、「パートナー(*)企業法」の施行日は 2007 年 6 月 1 日。

* :2 人以上の個人が共同経営する企業。

4. 金融・為替

銀监会 金融機関の第 1、第 2 四半期報告を発表

中国銀行業監督管理委員会(銀监会)は本年第 1、第 2 四半期の国内全金融機関の総資産、総負債及び商業銀行の不良貸出状況を公表した。第 1 四半期末、第 2 四半期末の金融機関の総資産はそれぞれ前年同期比 19.2%増の 39 兆 1,927.0 億元、同 18.5%増の 40 兆 9,511.6 億元。総負債は同 18.6%増の 37 兆 4,501.5 億元、同 17.9%増の 39 兆 332.2 億元。また、商業銀行の不良貸出残高は、第 1 四半期が 1 兆 3,124.7 億元で貸出残高に占める割合は 8.03%、第 2 四半期が 1 兆 2,827.2 億元で貸出残高の 7.53%を占めた。

中銀 2005 年マネーロンダリング対策報告発表

中国人民銀行は 24 日、「2005 年中国マネーロンダリング対策報告」を発表した。2005 年 8 月に初めて公表して以来 2 回目に当たるもの。報告の主な内容は、2005 年にマネーロンダリングの疑いのある人民元資金取引は、東部及び南部の沿海地区、東北及び西南の辺境地区、一部の内陸省地区に集中、中国政府は既に主要なマネーロンダリング対策に関する国際公約を締結、(2005 年「国連反腐敗公約」等)。「反テロ法」と「麻薬禁止法」制定を検討中、マネーロンダリング対策執行機関が既に設立され、人民銀行内の 4,000 人が担当。また、2006 年のマネーロンダリング対策の対象を従来の銀行業から証券業、保険業にまで拡大することも検討中という。

EXPERT VIEW

中国での財務会社の設立・活用と課題

最近の日経新聞で、日本の企業が中国で「財務会社設立認可を取得」との記事が出て以来、お取引先から、「財務会社について解説してほしい」との依頼が多くあったので、今回は中国での財務会社について紹介したい。

1. 財務会社とは

- ・ 企業集団の資金集中管理の強化と資金の効率的利用を目的として、グループ企業に財務管理サービスを提供する非銀行金融機構（ノンバンク）のこと。

2. 今話題になっている背景

- ・ 複数現法を所有する企業グループでは、従来から各現法でバラツキのある資金の効率運用に頭を悩ませていた。しかし中国では事業法人間での資金の貸借が禁止されており、銀行の提供する「委託貸付」を利用して、擬似的に資金の貸借を行っている。
- ・ 2004年12月から100%独資の販売会社の設立・既存製造現法の卸売り業務が解禁され、親会社製品・関連会社製品の輸入販売・仕入れ販売が出来るようになり、売上が急増した。それに伴い取り扱い資金量も急増した。
- ・ 2004年11月に商務部から『外商投資による投資性会社の設立に関する規定』が発行され、地域本部の概念の導入、資本金を1億ドルまで増資するインセンティブが働き、財務会社の親会社設立条件をクリアする会社が増加した
- ・ 2004年9月1日に中国銀行業監督管理委員会によって『企業集団財務会社管理弁法』が改正され、財務会社設立基準が緩和された。しかし、「申請前1年の親会社の登録資本金が8億元を下回らない」「申請前2年連続で税引き前利潤総額が2億人民元を下回ってはならない」との規定があり、条件をクリアする時間が必要であり、現在同条件をクリアした企業が出てきた

3. 親会社の設立要件（外商投資性会社の場合）

- (1) 国家の産業政策に合致している
- (2) 申請前1年、親会社の登録資本金が8億人民元を下回らない
- (3) キャッシュフローが安定的で比較的大きい規模である
- (4) 親会社は設立2年以上で且つ企業集団内部の財務管理と資金管理経験を有する
- (5) 親会社は健全な会社法人管理構造を有し、法律違反規則違反行為がなく、直近3年不良不誠実な記録がない
- (6) 親会社は中核となる主要業務を有している
- (7) 親会社は不適切な関連取引がない
- (8) 申請前1年のその純資産は20億人民元を下回らない
- (9) 申請前2年連続で毎年の税引き前利潤総額は2億人民元を下回ってはならない

4. 財務会社設立基準

- (1) 企業集団資金に集中管理の実需があり、一定の業務規模に達することができる
- (2) 《中華人民共和国会社法》と本弁法規定に合致する定款を有する
- (3) 本弁法規定の最低限度の登録資本金（最低1億人民元）を有する
- (4) 中国銀行業監督管理委員会規定の任職資格に合致する董事、高級管理人員と規定比率の従業員を有し、リスク管理、資金集約管理などの重要な職位上において専門人材を有する
- (5) 法人管理、内部コントロール、業務操作、リスク防止において完全な制度を有する
- (6) 要求に合致する営業場所、安全防止措置とその他施設を有する
- (7) 中国銀行業監督管理委員会が規定するその他条件

5. 経営範囲

- (1) グループ企業に対する財務・融資顧問、信用鑑定・関連コンサル、代理業務
- (2) グループ企業の資金受払の協力
- (3) 認可を経た保険代理業務
- (4) グループ企業に対する担保提供
- (5) グループ企業間で行う委託貸出および委託投資
- (6) グループ企業に対して行う手形引受と割引
- (7) グループ企業間で行う内部振替決算および相応の決算、生産計画設計
- (8) グループ企業の預金吸収
- (9) グループ企業に対する貸出、ファイナンスリース
- (10) 同業者間取引（コール業務）
- (11) 中国銀行業監督管理委員会が認可したその他業務

6. 経営範囲の追加

・追加申請条件

- (1) 財務会社を設立1年以上で、且つ経営状況が良好
- (2) 株主大会の同意を経て、董事会の授権を経ている
- (3) 比較的完全な投資戦略方策決定構造、リスクコントロール制度、操作規程および相応の管理情報システムを有する
- (4) 相応の合格専門人員を有する
- (5) 中国銀行業監督管理委員会が規定するその他条件
- (6) 登録資本金は3億人民元を下回らず、グループ企業製品の消費者ローン、バイヤーズクレジットおよびファイナンスリースに従事する場合、登録資本金は5億人民元を下回らない

・追加経営範囲

- (1) 認可を経た財務会社債券の発行
- (2) グループ企業の企業債券の引受販売
- (3) 金融機構に対する株式投資
- (4) 有価証券投資
- (5) グループ企業製品の消費者ローン、バイヤーズクレジット、ファイナンスリース

7. 一般的な財務会社のバランスシート

資 産	負債・資本
現預金・準備金	普通預金（グループ企業から預かり）
短期貸出（主たる収益源。金利は規制金利）	金利は規制金利、主たる収益源
同業貸出・コール（登録資本内。最長4ヶ月）	同業借入・コール（最長期間7日間）
委託貸出	委託預金
割引手形	
ファイナンスリース	債券発行（規定上1985年から発行開始なるも、起債実績無し）
長期貸出	
有価証券投資	自己資本

8. 一般的な財務会社の損益計算書

営業収入 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利息収入（貸出・割引利息）</u> ・ 金融企業収入（預金・コール運用利息） ・ 投資収益（国債・企業債券売買） ・ 手続き費（委託投資等）
営業費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利息支出（預金支払利息）</u> ・ <u>金融企業支出（コール利息、社債利息、再割引利息等）</u> ・ 管理費
営業利益

9 . 財務公司設立の主なメリット

- ・ グループ内資金活用による支払利息の削減、対外債務の削減
- ・ 人民元預貸スプレッドのグループ内での享受
- ・ 一括ファイナンスによる事務の合理化
- ・ 決済時間の短縮化等

10 . 財務公司の主な課題

- ・ 資金調達制限の解除（金融債発行解禁、CP発行解禁、外貨銀行借入解禁）
- ・ 外貨管理規制の緩和（外貨の受取・支払代行の解禁、海外との外貨ネットティング、ラインボイスの実現）
- ・ 金利の自由化（人民元取引の規制金利非適用）
- ・ 金融環境の整備（法整備、外貨規制の明確化）

(中国業務支援室 赤坂 恵司)

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close		前日比		
2006.08.21	7.9685	7.9640~7.9700	7.9656	-0.0089	-	-	1.02434	-0.0014	-	-	2.4874	1683.16	3.30
2006.08.22	7.9680	7.9653~7.9685	7.9664	0.0008	6.8530	-0.0190	1.02436	0.0000	10.2512	0.0232	2.4203	1696.03	12.87
2006.08.23	7.9700	7.9689~7.9713	7.9699	0.0035	6.8560	0.0030	1.02461	0.0003	10.2142	-0.0370	2.3745	1695.04	-0.99
2006.08.24	7.9713	7.9710~7.9755	7.9725	0.0026	6.8520	-0.0040	1.02506	0.0005	-	-	2.3230	1706.22	11.18
2006.08.25	7.9725	7.9724~7.9790	7.9763	0.0038	6.8069	-0.0451	-	-	10.1930	-0.0212	2.2230	1706.20	-0.02

トピックス

【21日】

米格付会社S&Pは18日、中銀が発表した利上げについて、中国政府が信用・投資の急激な拡大を抑制するため、引き続き対策を講じていることを反映した措置であるとの見解を示した。

中国証券報が報じたところによると、Wang Xiaoguangマクロ経済研究院エコノミストは、中国が第4四半期に再び金利を引き上げる可能性があるとの見解を示した。

人民日報によると、余永定 社会科学院世界経済政治研究所所長は、人民元の上昇をあまり懸念する必要はなく、また同国経済は力強く、元高が進んでも輸出産業の雇用への影響は少ないとの認識を示した。

銀行業監督管理委員会 (CBRC) は、国内銀行の不良債権比率が2四半期連続で急低下したと発表した(6月末時点の不良債権比率は+7.5%、3月末時点は+8.03%、昨年12月末時点は+8.61%)。

【22日】

邱曉華 国家統計局局長は、同国は通貨改革を押し進めるとともに、人民元の先高感を抑えるため、輸入と海外投資の戦略的な促進策を取るべきであるとの認識を明らかにした。また、政府はマクロ経済管理を改善・強化するため、金利や通貨・課税政策などを効果的に使う必要があるとの見解を示した。

新華社は、破産法案は規制当局による銀行・保険・証券会社の破たん手続き開始を認め、政府による金融セクターに対する権限を強める内容であると報じた。

【23日】

商務部・国際貿易経済協力研究院は、年間3.0%の人民元上昇であれば貿易に影響はないが、急激な元高を容認すれば雇用が悪影響が出るとし、中銀に対して慎重な為替政策の運営を求める見解を示した。

張漢亜 国家発展改革委員会投資研究所の所長は、当局の景気抑制策により今後同国の固定資産投資はさらに減速する可能性が高いとの見通しを示した。また、追加の引き締め策の必要性は薄れるが、政府は警戒を怠るべきではないとの見解も示した。

【24日】

中国証券報によると、財政部財政科学研究所エコノミストは、人民元の柔軟性を高めるべきであり、元高が進んでも輸出への影響は限定的とみられるとの見解を示した。

【25日】

樊綱 中銀金融政策委員は、為替政策が大幅に変更される可能性は低いとするとともに、最近の利上げは経済の成長基調を減速させるには不十分であるとの認識を示した。

中国証券報は、政府筋の話とした上で、政府は法人所得税率を24~27%に統一する可能性が高いと報じた。外国企業については、最長5年かけて段階的に適用していくという

国際商報は、匿名の消息筋の話とした上で、同国が巨額な貿易黒字の削減策として、加工貿易分野への外資の投資を規制することを検討していると報じた。加工貿易の中で製錬、製紙、石油精製、重化学は「禁止」分野とされ、繊維、靴、カバン、家具の製造は「規制」の対象になるとしている。

RMB レビュー&アウトルック

21日、1米ドル7.9685円で寄り付いた人民元は、同日制度変更後最高値を更新する7.9640元を示現したものの、その後は弱含み推移し、週末には7.98手前まで下落している。週末、第10期全人代常務委員会第23回会議が閉幕した。今回の会議では監督法や破産法などこれまで曖昧であった金融機関や国営企業の整理に繋がる法案が整備された。過熱景気の沈静化を目指す中、企業の過剰生産や銀行の不良債権等が大きな問題となっており、政府がこの問題解決に本腰を入れつつあることが伺える。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいませ。宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権法により保護されています。